

# 一 般 資 金 貸 付 申 込 書

貸付種別※	<input checked="" type="radio"/> 生活 <input checked="" type="radio"/> 奨学 <input checked="" type="radio"/> 結婚 <input checked="" type="radio"/> マイカー <input checked="" type="radio"/> 物品購入			
申込金額※	00,000円 (申込金額は、10万円単位)			
償還方法※	利率変動型〔 <input checked="" type="radio"/> 月賦 <input checked="" type="radio"/> 半年賦併用 〕			
償還回数※	回 ( 下記重要事項「6」に基づき12回単位で36回～120回の範囲で選択ください )			
生活資金※ (申込理由)	注:「生活貸付」は、他の貸付事由に該当する申込理由では、受付できません。			
奨学資金	※該当子女名		※学校名	
結婚資金	※該当者氏名(続柄)	( )	※結婚予定年月日	令和 年 月 日
マイカーローン	※購入車名		※契約・購入年月日	令和 年 月 日
物品購入	※購入品目		※契約・購入年月日	令和 年 月 日
厚生会貸付の有無	※ <input checked="" type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 ( 貸付 万円    貸付 万円    貸付 万円 )			
厚生会以外の貸付の有無	※ 共済組合	<input checked="" type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	(借受額 万円 ・ 毎月の償還額 円)	
	※ その他金融機関	<input checked="" type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	(借受額 万円 ・ 毎月の償還額 円)	
給料月額 (基本給)	※ 円    ≪ 休職中の方は、事前に厚生会までご連絡ください。 ≫			
連絡先(自宅)	※ 〒 - -	※ TEL - -		
	※ 住所			

上記金額を(一財)富山県教職員厚生会貸付規程に基づき申込みます。

※ 令和 年 月 日

申込人 ※ 所属コード

--	--	--	--

※ 会員番号

--	--	--	--

フリガナ

※ 所属名

\_\_\_\_\_

※ 氏 名

\_\_\_\_\_

印

一般財団法人富山県教職員厚生会理事長殿

厚生会記入欄 ・ 本貸付後償還月額合計 円 ( %) 共済組合、その他の金融機関を含む

※は、すべて漏れなく記入ください。記入漏れは、受付できません。

貸付申込書に他の借入があるのに申告されなかったり、虚偽の申告をされた場合は、詐欺罪にあたる恐れがありますので御注意願います。

重  
要  
事  
項

- 1 申込人氏名は、自署ください。(ゴム印不可) 訂正印不可。
- 2 貸付種別・償還方法は、欄の希望するものに○をつけてください。
- 3 生活資金貸付以外は、別紙記載の添付書類が必要となります。
- 4 貸付金は、給与振込口座へ送金します。
- 5 厚生会現職会員資格喪失の際は、ただちに一括償還ください。
- 6 1回あたりの償還金の合計が給料月額(基本給)の30%を超える新たな貸付金を行うことはできません。
- 7 償還回数が36回に満たない借換を行うことはできません。
- 8 申込事由に偽りがあるとき及び貸付返済義務の履行が困難と認められるときは、貸付されないことがあります。

受 付 印

# 借 用 証 書

※ 収入印紙 貼 付	消 印
10万円 200円	
50万円以下 400円	
100万円以下 1,000円	
500万円以下 2,000円	

※ 借 用 金 額	00,000円
-----------------	---------

貸付番号	第	1	0	0						号
------	---	---	---	---	--	--	--	--	--	---

上記金額を一般財団法人富山県教職員厚生会貸付規程を承知のうえ、  
下記条件により借用いたします。

## 記

- 償 還 方 法 貸付償還表に従い償還します。
- 利 率 % (利率変動型)
- 将来利率が変更された場合、新利率に基づき償還することに異存ありません。
- 遅延損害金 6 %
- 借受人が次の事由に該当した場合、未償還金を直ちに[(4)(5)については請求により]一括償還します。  
その際、退職返還金並びに厚生会給付金等を償還金に充てることに同意します。  
(1) 会員資格を喪失したとき。 (2) 退職したとき。  
(3) 申込事由に偽りがあるとき。 (4) 貸付規程に違反したとき。  
(5) 償還金の支払いを怠ったとき。 (6) 破産又は民事再生の申立をしたとき。  
上記(1)～(6)において貸付金に損害が発生したときは、一般財団法人富山県教職員厚生会が損害賠償請求権を有することに異存ありません。
- 借受人が未償還金を返済しないときは、顧問弁護士が法的な措置を講じ、その際、管轄裁判所を富山地方裁判所とすることに同意します。

※ 令和 年 月 日

借受人 ※ 所属コード

--	--	--	--

※ 会員番号

--	--	--	--	--	--

※ 所属名

\_\_\_\_\_

フリガナ

※ 氏 名

\_\_\_\_\_

印





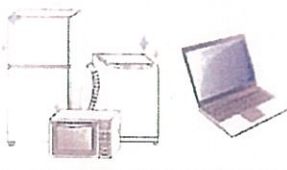
一般財団法人富山県教職員厚生会理事長殿

※ 貸付種別	生活	奨学	結婚	マイカー	物品購入	利率変動型
--------	----	----	----	------	------	-------

備考 収入印紙の消印は、借受人印で押印ください。 ※は、自署ください。



## 一般資金貸付添付書類一覧表

貸付種別	必 要 書 類
<p>・生活資金貸付</p> 	<p>なし</p> <p>申込書に「申込理由」を必ず記載ください。 注：住宅貸付を含め、他の貸付事由に該当する申込理由では、受付できません。</p>
<p>・奨学資金貸付</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学の場合は、合格通知書（写）又は入学許可書（写）</li> <li>・在学中の場合は、在学証明書原簿（発行日3か月以内）</li> <li>・概ね卒業までに必要と見込める学費等が確認できる書類（写） [例：入学金、授業料、施設設備費、実習費]</li> </ul> <p>この貸付は、学校教育法に基づく次の学校が対象です。 ①大学（大学院、短大含む）②高等専門学校（第4学年及び第5学年）③専修学校（修業年限2年以上）</p> <p>注：学校教育法以外に基づく学校は、対象外です。</p>
<p>・結婚資金貸付</p> 	<p>結婚式場（披露宴含む）の予約申込書（内金領収書）並びに見積書印紙が貼付されているか又は結婚式場の社印が押印されていること。</p> <p>下記「※」参照</p>
<p>・マイカーローン</p> 	<p>販売店との売買契約書（写） 契約者並びに登録（車検証）名義が会員（貸付申込者）名義であること。 印紙が貼付されているか又は販売会社の社印が押印されていること。</p> <p>下記「※」参照 【納車済みの場合は、「会員名義の車検証（写）」を追加添付】</p>
<p>・物品購入資金貸付</p> 	<p>販売店との売買契約書（写）又は物品明細のわかる領収書（写） 発行先が会員（貸付申込者）名義であること。 印紙が貼付されているか又は販売会社の社印が押印されていること。</p> <p>下記「※」参照</p>

※ 上記のほか実情に応じて、理事長が必要に応じた書類等を求めることがあります。